

平成29年度主催講座
「あなたの街とLGBT」
を開催しました

平成29年10月27日（金）
にNPO法人JASH日
本性の健康協会代表理事
である、はるさんを招き、
LGBTに関する理解促
進のための講座を開催し
ました。

このような講座の開催
や一人ひとりの理解の積
み重ねで、互いの違いを
認め合える社会の実現に
つながっていきます。



センターからの事業報告

男女共同参画センターが行った事業の一部を紹介します！

平成29年度

ワーク・ライフ・バランス講演会

少子化ジャーナリスト・白河桃子さん

平成29年12月3日（日）市民文化創造館（きららホール）にて、少子化ジャーナリスト・作家として活躍する白河桃子さんをお招きし、ワーク・ライフ・バランスをテーマに、講演会「男と女のライフデザイン―私らしい生き方、働き方―」を開催しました。白河さんの講演内容の一部を紹介します。

白河さんは、まず、結婚はコストパフォーマンスが悪いと言われるが、いずれ結婚したい、子どもを持ちたいという人は多い。これから大事なのは仕事とパートナーにどういう風に向きあっていくかと話されました。今の女子大生はお母さんと仕事があり結びつか



ては、未婚者の三人に二人は恋人がいない。待ち受け男子と待ち受け女子で、何も起きないのが今の未婚の状況。また、男性だけが稼げるという時代ではなく、結婚観の修正をしなればならない。女性は養って欲しいが目標になると、それに合う結婚相手は見つからないと話されました。

仕事については、専業主婦は離婚や夫のリストラ等に大きく影響を受けるから、働くことは最大のリスク回避。再就職で正社員にはなれなくても、働き始めることが重要。それも家族の理解を得て家事を見直し、隙間時間ではなく働く時間を確保することが大事。働くことを望んでいる人はあきらめないでくださいと話されました。

そして、ライフデザインに関して、今の若い人達は親とは全く違う人生を歩むことになると思う。常に時代の変化をキャッチしてライフデザインを決め、予定通りにいかなくても、そこから作りなおして新しく始める。こういう柔軟性についてのがこれからは大事になると思うと締め括られました。

講演会終了後、「私らしい生き方、働き方を改めて自分なりに考えてみよう」というきっかけになりました。等の声が寄せられ、市民の皆様がこれからの時代のライフデザインを考えるきっかけとなりました。

平成30年度

男女共同参画センターフェスティバル

6月23日～29日「男女共同参画週間」です

船橋市男女共同参画センターでは、男女共同参画週間に合わせ、平成30年6月18日（月）～23日（土）までの6日間、「男女共同参画センターフェスティバル」を開催しました。

今年は「私の原動力」をテーマに、男女共同参画センターを利用している16団体が、運営委員会と協力し、21企画を行いました。様々な展示や講座で、賑やかな6日間となりました。

「マタニティーハラスメント講座」を開催しました！

平成29年度

平成29年12月14日（木）にキャリアコンサルタントの宮田祐子さんを講師に招き、主に出産を考えている方を対象に、「マタニティーハラスメント講座」を開催しました。

いわゆる「マタハラ」とは、働く女性が妊娠・出産・育児休業などをきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせや、解雇や雇用形態の変更などの不当な扱いを受けることを言います。マタハラの被害は正社員5人に1人、派遣社員2人に

があり、相手の知識不足が原因の場合、自ら法律や制度の内容を調べ、職場関係者に伝えるだけで解決する場合もあるそうです。マタハラを考えることは、今までの働き方を見直し、男女ともに育児・介護等をしなが安定して働き続けることが当たり前の社会を実現する手がかりであり、組織として安定的に労働力を維持し、存続することにつながるというお話でした。



「子育てと介護の両立（ダブルケア）講座」を開催しました！

平成29年度

平成29年7月22日（土）に一般社団法人ダブルケアサポート代表理事 東恵子さん、理事 植木 美子さんを講師に招き、子育てと介護の両立（ダブルケア）講座を開催しました。

まず、講師から「ダブルケア」とは子育てと介護の同時進行のみならず病気や障害を持つ家族の存在等の複合的なケアを要する状況であること、「ダブルケア」という言葉がなかった時代も、親族や家族の中には複合的なケアは存在していたが、女性就業率の上昇、男性の長時間労働、頼れる親族や近所の知り合いがい

ないことなど、かつてより当事者の負担は増加していることについてお話がありました。次に、当事者の現状について、突然の介護により情報不足で誰に相談してよいのかわからない、介護と子育ての横断的なサービスが少ない、子育てのうえでの友達であるママ友にはなかなか話せず孤立した状態になってしまふなどのケースを紹介されました。



最初に、一眼レフカメラを用いて、写真撮影の技術を学びました。次にオイルマッサージについて学び、その様子を撮

影しました。写真撮影、歌に合わせたマッサージなどに男性も積極的に参加され、終始和やかに行われました。

最後のグループワークでは、自分自身の状況をお話するなどで参加者同士のダブルケアに関する思いの共有ができたようでした。

また、子育てに関連して平成29年8月5日（土）には、カメラマンの島村吉典さん、ロイヤルセラピスト



DVの基礎知識

DVとは、

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や交際相手など、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力の事です。婚姻の届け出を出していない「事実婚」の相手や元配偶者（元事実婚も含む）、交際相手からの暴力も含まれます。

これまで、配偶者やパートナーからの暴力は、家庭内、もしくは個人間の問題として考えられてきました。しかし、どんな関係であっても暴力は人権を侵害し、犯罪となりうる行為です。また、その被害者の多くは女性です。

DVの特徴

家庭という私的で閉鎖的な場所から起きるため、社会（外部）から見えないかたちで起こります。

DVにはサイクルがあります

多くの加害者には、優しくなったり暴力を振るったりを繰り返す、という事実があります。そうした事実を知り、冷静に事態を見極める必要があります。

DVが被害者に与える影響

日常的に暴力を受けていると、けがや火傷の外傷は



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

かりでなく、頭痛やめまいなどの身体の不調に悩まされるようになることがあります。

精神的な影響も非常に大きく、不安感や無力感を感じたり、絶望感に陥ったりします。

DVが子どもに与える影響

子どもがDVを目にすることは、児童虐待（心理的虐待）であるとされています。安心感が育たず、人間関係や学校での問題行動などが多くみられるようになります。

る可能性があります。

また、問題解決の方法として同じように「暴力」を用いてしまうこともあります。

DVとけんかの違い

DVとけんかは違います。けんかは、お互いが対等の立場で、それぞれの意見をぶつけ合う一時的なものであるのに対し、DVはどちらから一方的に継続して振るわれる暴力のことであり、その間には支配と従属の関係があります。

もし、被害にあったら

まずは相談を

一人で悩まず、周囲の信頼できる人や公共の窓口にご相談してください。各種相談窓口では、無料・秘密厳守で相談に応じます。（4頁参照）

法律で守られています

DV被害者を守るために「DV防止法」が制定されており、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ります。

周囲の人へ

DVに気づき、被害を打ち明けられたら

まず状況や気持ちを聞いてあげ、DV専門の相談機関に相談することを勧めてください。本人がなかなか勇気を出せないようであれば、一緒に行ってあげると心強いかもしれません。ただし、本人の了解を得ないまま、自分できちんとかしてあげようと、加害者を直接注意するなど不用意に動くのは危険です。

被害者は苦しんでいます

被害者がDVを相談しても「夫婦喧嘩」と受け取られたり、「そのくらいのも

暴力は我慢するのが当たり前」と言われたり、無理解による二次被害にあうことも珍しくありません。

被害者は身体的・精神的・経済的・性的暴力によって苦しみ、孤立させられています。

周囲がDVを理解し相談先を紹介したり、「あなたは悪くない」と言ってくれたら、被害者が増えることが必要とされています。

社会ががんばろう

DVは犯罪となりうる行為であるという認識を持って、暴力支配を容認しない社会にすることが求められています。DVを他人事せず皆が互いの人権を認め合い、信頼できる関係になることがはじめの一步です。

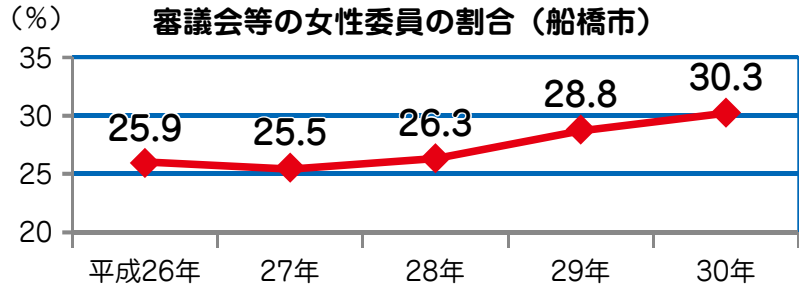
審議会等に参加してみませんか

審議会等とは、市民や有識者などの意見を市の政策に反映させるための機関です。

船橋市の審議会等の委員構成の男女比は、約7対3とまだまだ男性が多く、市民の約半数を占める女性の意見を市の政策に十分反映させるには女性委員が不足しています。

委員に応募し、もっと女性の声を市政に届けましょう。

審議会等の市民委員の募集は、市のホームページや広報ふなばしでお知らせします。



【問題】クロスワードパズルのマス目の中のA～Eまでをつなげた言葉をカタカナ5文字にして答えてください。

- よこのカギ
- 船橋市が本拠地のバスケットボールチーム。「○○○○○○ふなばし」
 - 春、海老川沿いでも見られるバラ科の樹木。八重咲きのあでやかな花が咲く。
 - 腰かけるための家具。
 - 学力・能力などの状態や度合いを試すこと。
 - ある人の下に属し、その人の命令を受けて行動する人。
 - クリスマスの時期に店頭に並び、赤く広がって花のように見える植物。

- たてのカギ
- 抹茶をたてる時、茶をかき回して泡立てる道具。
 - インスタグラムに写真を投稿するのに最適な場所やもの。「インスタ○○」。
 - 邪魔するものがなく、思い通りであること。
 - 化学繊維や人毛で作られた毛束であり、付け毛・部分かつらの一種。
 - 顔の乱暴なまたはのしった言い方。
 - 弓矢や弾丸を命中させる標的。
 - 徳島県産の果物。カボスと間違われやすい。
 - 航路標識のための浮標。
 - 金属製の飲み物等の容器。

【答え】○○○○○アクション（男女間等の格差を改善するために一定の範囲で特別の機会を提供すること）

【応募方法】

郵便はがきに、(1)パズルの答え、(2)お名前、(3)年齢、(4)ご住所、(5)電話番号、(6)この情報誌を読んでのご意見感想などをご記入の上、平成31年1月末日（消印有効）までにご応募ください。ご応募いただいた方の中から、抽選で15名様に粗品をお送りいたします。抽選の結果は、平成31年2月中旬の粗品の発送をもって発表にかえさせていただきます。なお、いただいた個人情報は、抽選の目的以外には使用いたしません。

（応募はがきの宛先） 〒273-0003 船橋市宮本2-1-4 船橋市男女共同参画センター 宛

平成30年度コンクール入賞者・作品発表

(敬称略)

男女共同参画に関する標語と、写真のコンクールを行いました。たくさんのご応募ありがとうございました。今回受賞された方の作品は、当センターホームページでもご覧いただけます。

写真コンクール

最優秀賞 「笑顔も運ぶ」
暖合 雪江

いつもお世話になっている宅急便の女性（ひと）。重たい荷物にも嫌な顔せず、送る私にも笑顔を運んでくれています。



優秀賞
「二人で何を話しているの？」
齋藤 美佳



優秀賞
「絆」
中山 清子



優秀賞
「頼もしい運転手」
近藤 春子

標語コンクール

- 最優秀賞 ひかないで 男女の中の 境界線
行田中学校 2年 鈴木 萌 花
- 優秀賞 走りだそう 笑顔あふれる 共同社会へ
習志野台中学校 3年 菊 田 幸 鈴
- 認め合い 一人一人が キラキラと
高根台中学校 3年 浜 永 琴 亜
- 優良賞 虹色の 男女（みんな）の個性 大切に
坪井中学校 3年 土 手 友 美
- 絆をこえ つなぐ手と手で 築く社会
海神中学校 3年 田 中 裕 登
- 支え合おう 男女が活躍 船橋市
小室中学校 3年 平 澤 拓 弥

- 優良賞 ◆「せんべい食い競争」 佐 藤 弓 子
- ◆「採りたての野菜を売るご夫婦」 永 野 嘉 恵
- ◆「家族」 深 野 節 美
- ◆「じいじ気持ちいいね！」 大 田 礼 子
- ◆「チャーハン作るよ！」 徳 田 勝 代

船橋市男女共同参画センターのご案内

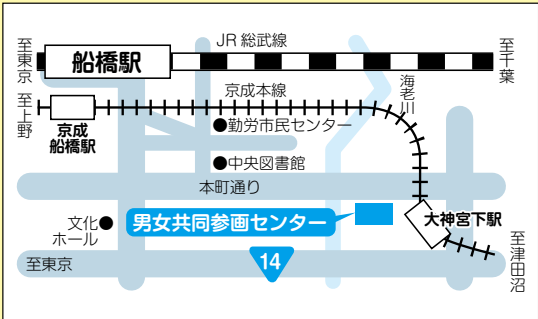


月曜日～土曜日 9時～22時
(毎週日曜日・祝休日・年末年始除く)
JR船橋駅から徒歩15分
京成線大神宮下駅から徒歩5分
※駐車場はありません

男女共同参画センターは、職場や家庭などのあらゆる場で男女が平等な立場で参画し、自分らしく生きることのできる社会を目指し、各種講座の開催や会議室の貸出、相談業務などを行っています。

★施設案内★

- ・会議室
使用登録をした団体等に有料で部屋を貸し出しています。
- ・図書コーナー
1人につき3冊まで2週間貸し出しています。
- ・交流コーナー
個人でもグループでも自由に使っていただけます。



詳しくはお問い合わせください。

各種相談窓口のご案内 (相談無料・通話料は自己負担)

船橋市男女共同参画センター 047-423-0757 (予約受付)

女性の生き方相談

◇女性のカウンセラーが相談に応じます
(予約制)
毎週金曜日 10時～16時
毎月第3水曜日 16時30分～21時

女性のための法律相談

◇女性弁護士が相談に応じます
(予約制)
毎月第1木曜日、第3月曜日、第4水曜日
※時間はお問い合わせください

男性の生き方相談

◇男性のカウンセラーが相談に応じます
047-423-0199《専用電話》
(予約不要)
毎週月曜日(祝休日の場合は火曜日、年末年始を除く)
19時～21時(電話相談のみ)

船橋市女性相談室

女性相談

◇婦人相談員が相談に応じます
(面接相談は要予約)
047-431-8745《専用電話》
月曜日～金曜日 9時～16時
第2、第4土曜日 9時～16時
※祝休日・年末年始を除く

配偶者や恋人からの暴力は 絶対に許されません！

ひとりで悩まず相談を…
～秘密は守られます～

千葉県女性サポートセンター

043-206-8002《専用電話》
女性からの相談を365日24時間受け付けています
※面接相談有 平日9時～17時(要予約)

千葉県男女共同参画センター

☆女性のための総合相談

火曜日～日曜日 9時30分～16時
月曜日が祝日の場合の翌日火曜日、
祝日、年末年始、臨時休館日は休み

04-7140-8605《専用電話》

☆男性のための総合相談

火・水曜日 16時～20時
月曜日が祝日の場合、翌日火曜日は休み

043-308-3421《専用電話》

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター

あなたは悪くありません。(秘密厳守・相談無料)
【支援内容：電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談など】

◆NPO法人千葉県性暴力被害支援センター ちさと

緊急医療支援は24時間365日受けられます。
043-251-8500
月曜日～金曜日 9時～21時、土曜日 9時～17時
(祝休日・年末年始を除く)

◆公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター (千葉CVS)

医療機関や裁判所などへの付き添い支援が受けられます。
043-222-9977
(※犯罪被害全般の相談 043-225-5450)
月曜日～金曜日 10時～16時
(祝休日・年末年始を除く)